

奨学金の返還を 支援します！

おやまで
暮らす
若者応援！

最大5年間で60万円の補助制度創設



小山町は、未来のまちを担う若者を支援し、地元への定着を図るため、在学中に利用した奨学金を、働きながら自ら返還している方に、助成金を交付します。

●対象となる方

- ・小山町出身者または静岡県立小山高校卒業生で、町に住民登録があり、現に居住している
 - ・大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、就労して自ら返還している
 - ・卒業時満27歳以下、申請時満33歳以下 **ただし、令和元年度以後の卒業者に限る**
- ※小山町出身＝高校卒業時、本人又は保護者が小山町民であること

●対象となる奨学金と助成金額

- ・小山町育英奨学資金、日本学資支援機構の第一種・第二種奨学金(元本に限る)など
- ・10月から翌年9月までの1年間に返済した奨学金の2/3の額(千円未満切捨)
- ・大学・短大等に係る奨学金は上限 120,000円・高等学校に係る奨学金は上限 60,000円
- ・通算で5年間(最大60万円)まで

●申請に必要なもの

- ・大学等の卒業(修了)証明書等の写し
- ・奨学金の受給や返還状況が分かる書類の写し
- ・就労状況証明書(勤務状況が分かる書類) など

申請方法は
裏面を
Check!



申請窓口
お問合せ

小山町人口政策推進課 ☎0550-76-6159

詳しくは <http://www.fuji-oyama.jp/>



事前登録は9月末日までに! 申請は10月～12月までに!

奨学金の返還を始める人は「事前登録」

【助成金を申請するため、事前の登録をしてください】

●登録に必要なもの

- ・助成金交付予定者登録申請書
- ・大学等の卒業(修了)証明書の写し
- ・奨学金の受給・返還額が分かる書類の写し(奨学金事務局に申請・取得)
- ・印鑑(認め印で可)

※ 事前登録できなかった人(4月から小山町にUターンした など)

→ 事前登録を受け付けますので、お早めにお問い合わせください。

事前登録済みの人は「申請」

【助成金について、交付申請をしてください】

●申請に必要なもの

- ・助成金交付申請書
- ・大学等の卒業(修了)証明書の写し
- ・就労状況証明書(勤務先等に申請・取得)
- ・奨学金返還額証明書(奨学金事務局に申請・取得)
- ・助成金を受け取る口座の通帳やカードの写し(本人名義)
- ・印鑑(認め印で可)



各種書式は、小山町役場HPから
ダウンロードできます

